

福井市危機管理計画

福井市

平成 1 8 年 2 月 作成

平成 2 8 年 1 0 月 修正

令和 6 年 2 月 修正

目次

第1章 総則	
第1節 目的	1
第2節 定義	1
第3節 危機管理の基本方針	3
第2章 危機管理体制	
第1節 体制構築の考え方	4
第2節 危機管理の責任体制	4
第3節 職員の責務	5
第4節 各部局の責務	7
第5節 危機管理課の責務	7
第6節 危機管理組織	8
第3章 危機事象発生時の対応体制	
第1節 体制構築の考え方	10
第2節 情報伝達体制	10
第3節 危機事象発生時の対応体制	10
第4章 事前対策（平常時の危機管理）	
第1節 危機管理能力・意識の向上	14
第2節 関係機関及び団体との連携	14
第3節 非常招集体制の構築及び緊急連絡網の整備	14
第4節 必要な資機材等の整備	14
第5節 市民への啓発・情報提供	14
第6節 避難所の指定等	15
第7節 要配慮者の安全確保	15
第5章 応急対策（危機事象発生時の対応）	
第1節 迅速な通報と情報収集・管理	16
第2節 状況の把握及び判断	16
第3節 対策の実施	17
第4節 職員の動員・代替要員の確保等	21
第5節 広報活動	21
第6節 被災者等への支援	22
第7節 死傷病者への対応	23
第6章 事後対策（危機事象収束後の対策）	
第1節 安全確認及び原状復旧・復興の推進	24
第2節 対応の評価	25

第3節 再発防止策の検討	25
第4節 所属危機事象マニュアルの見直しと修正	26

別紙資料

(別紙1) 危機事象の主管一覧	27
(別紙2) 危機事象報告(速報)	28
(別紙3) 危機事象報告(顛末)	29

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、福井市民及び福井市に滞在するすべての者の生命、身体及び財産、並びに市政に重大な影響を及ぼすすべての危機に対し、福井市が取り組む危機管理体制の基本的な事項を定めることにより、危機の発生を抑止し、又は被害の軽減を図り、もって福井市における安全・安心を確保することを目的とする。

第2節 定義

1 危機

危機とは、市域における市民及び市に滞在するすべての者の生命、身体及び財産が脅かされる状態、市民生活の安全・安心が脅かされる状態並びに市政に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある状態をいう。

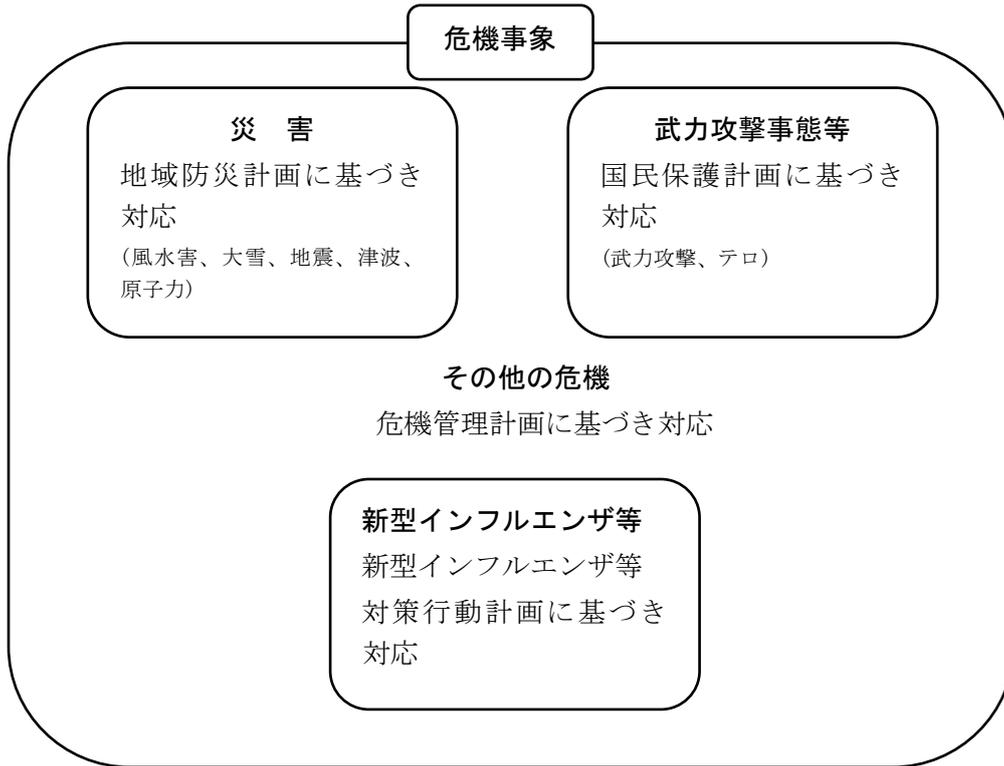
本計画は、福井市を脅かす危機全般に対する、平素からの予見・検証の体制、危機発生時の対応体制などについて整理し、何れの危機が発生したとしても迅速に対応体制が構築できるように基本的な事項を規定している。

なお、福井市を脅かす危機のうち、自然災害や武力攻撃事態等については、福井市地域防災計画等に定められている個々の計画に従って、準備し対応する。

【危機の分類】

危機の分類	定義根拠法	対応計画等	発生事象例
災害	災害対策基本法	地域防災計画	風水害、大雪、地震、津波、原子力
武力攻撃事態等	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	国民保護計画	武力攻撃、大規模テロ
新型インフルエンザ等	新型インフルエンザ等対策特別措置法	新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等
その他の危機	—	本計画	各危機事象に対応する計画等（地域防災計画等）に規定のないもの

〈参考〉各計画の相関関係



2 危機管理

危機管理とは、危機の発生を防止し、危機の発生後は、拡大の防止及び被害やその影響等の軽減を図り、その後、市民生活を平常に回復させることをいう。

3 危機レベル

危機レベルを、状況や被害の規模に応じて、次の4段階に分け、危機対応の体制をとることとする。

危機レベル	定義
レベル1 (軽微危機事象)	通常業務の範囲内で各所属において対処が可能な規模の危機事象
レベル2 (単独部局体制)	危機発生範囲及び市民などへの影響が限定的かつ小規模で単独部局において対処が可能な危機事象
レベル3 (複数部局体制)	危機発生範囲及び市民などへの影響がある程度大きく、複数部局で対応が必要な危機事象
レベル4 (全庁体制)	危機発生範囲及び市民などへの影響が大きく、社会的影響が甚大で、全庁で対応が必要な危機事象

第3節 危機管理の基本方針

1 危機管理体制の構築

様々な危機事象に的確に対処できるよう、実効性の高い危機管理体制を整備する。

2 事前対策

市は、危機事象の発生を未然に防止し、また発生した場合に初動対応を混乱無く行うため、所掌事務にかかる危機事象を可能な限り想定し、予め所属危機事象マニュアルを作成するとともに、動員及び情報連絡網等の整備と職員の研修や訓練を実施する。

3 緊急対策

市は、危機事象が発生した場合等においては、直ちに情報の収集、整理及び分析を行うとともに、当該危機事象の推移を予測し、被害の発生防止及び軽減に努める。

また、本市だけの対応では困難と判断した場合、防災関係機関等に対して応援要請を行うものとし、「福井市地域防災計画」及び「福井市災害時応援・受援計画」の定めるところにより行うものとする。

4 事後対策

市民生活の安全確認や被災者への支援等、必要に応じて復旧体制を確立し、市民生活の早期安定と復興の促進に努める。

また、危機事象の再発防止等を図るため、事後検証、業務手順の改善等を行うとともに、必要な場合は、本計画及び所属危機事象マニュアルの修正を行う。

第2章 危機管理体制

第1節 体制構築の考え方

市は、市長を始めとする全職員が一丸となって危機管理対策を推進するために、平常時、緊急時ともに市長を総責任者とする指揮命令系統の一元化された組織体制を整備するものとする。

第2節 危機管理の責任体制

市の危機管理における責任体制については、次のとおりとする。

(1) 市長

市長は、危機管理の総責任者として、危機管理対策を強力に推進する責務を負う。

(2) 副市長

副市長は、市長を補佐し、市長に事故があるときは、その職務を代行する。

(3) 危機管理監

危機管理監は、市長の指揮を受け、本市における危機管理対策を強力に推進するため、部局危機管理責任者と連携を図りながら、危機管理に関する事務を統括する。また、必要に応じ、市長に対し、危機管理対策に関する必要な措置について意見具申を行う。緊急時には、初動応急対応の指揮をとり、関係機関との連携を図る。

(4) 危機管理責任者

① 部局危機管理責任者

各部局の長は、部局の危機管理責任者として、部局における危機管理体制の整備、及び部局が主管する危機事象への適切な対応に関して、責任を負う。

緊急時には、部局が行う危機対策の指揮をとる。

② 所属危機管理責任者

各所属の長は、所属の危機管理責任者として、積極的に部局危機管理責任者を補佐し、所属における危機管理体制の整備、及び所属が主管する危機事象への適切な対応に関して、責任を負う。

また、部局が主管する危機事象への適切な対応に資せるよう、所属職員を指揮監督する責任を負う。

(5) 危機管理推進員

① 部局危機管理推進員

部局危機管理推進員は、部局における危機管理に関して、部局危機管理責任者を補佐し、部局内の各所属間及び部局間の調整を図り、部局内の危機管理対策を積極的に推進する。

また、必要に応じ、所属危機管理推進員に対し、危機管理対策に関する必要な指示を行うことができる。

緊急時には、部局連絡責任者となり、庁内の連絡調整にあたる。

部局危機管理推進員は、調整参事等連絡会議構成員（福井市政策調整会議及び連絡調整会議に関する訓令（平成19年 福井市訓令甲第8号）第23条に定める構成員（総務部次長を除く。）をいう。）とする。

② 所属危機管理推進員

所属における危機管理に関して、所属危機管理責任者を補佐し、各所属間の調整を図りながら、所属内の危機管理対策を積極的に推進するため、所属内に所属危機管理推進員を置く。

緊急時には、所属連絡責任者となり、部局連絡責任者を補佐して部局内での連絡調整にあたる。

所属危機管理推進員は、所属の課長補佐又は園長をもって充てる。ただし、課長補佐を置かない所属又は課長補佐の複数いる所属にあつては、所属の長が指名する者をもって充てる。

【危機管理における役職とその役割】

役職	役割
市長	・危機管理の総責任者
副市長	・市長の補佐及び職務代行
危機管理監	・危機管理に関する事務の統括 ・市長に対する意見具申 ・緊急時の初動応急対応の指揮 緊急時には、初動応急対応の指揮をとり、関係機関との連携を図る。
部局危機管理責任者 (各部局長)	・部局における危機管理体制の整備 ・部局が主管する危機事象への対応 ・緊急時に部局が行う危機対策の指揮
所属危機管理責任者 (各所属長)	・部局危機管理責任者の補佐 ・所属における危機管理体制の整備 ・所属が主管する危機事象への対応 ・所属職員の指揮監督
部局危機管理推進員 (調整参事等)	・部局危機管理責任者の補佐 ・部局内の各所属間及び部局間の調整 ・所属危機管理推進員に対する危機管理対策に関する指示
所属危機管理推進員 (課長補佐等)	・所属危機管理責任者の補佐 ・各所属間の調整

第3節 職員の責務

職員は、自らの職務及び職責に応じて、常に起こりうる危機事象を想定し、その対策について検討するとともに、情報の収集や訓練などを通じ、必要な技術や知識の習得に努めなければならない。

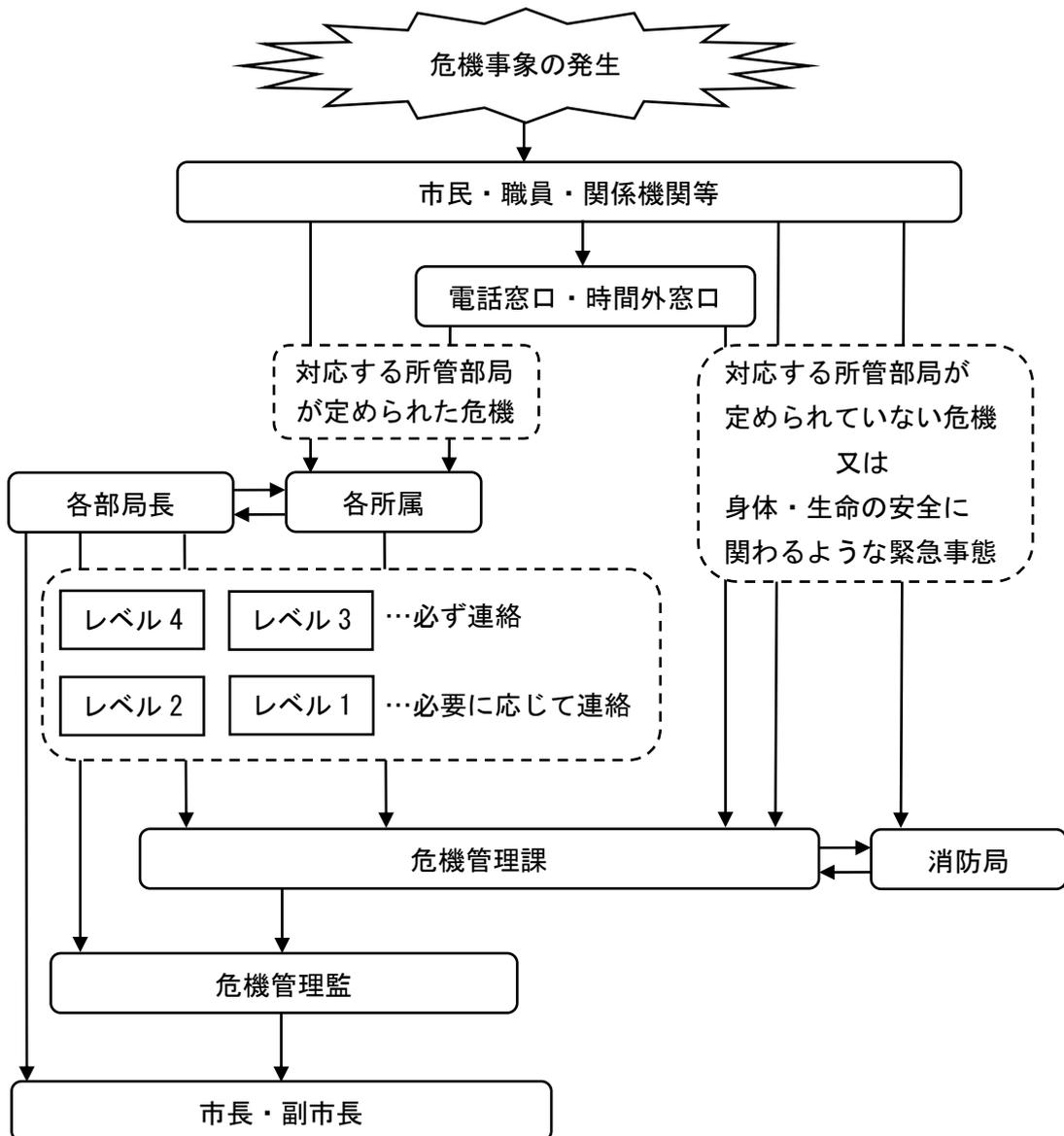
1 平常時

- (1) 危機発生の予兆に敏感になるなど、常に危機意識を持つこと。
- (2) 危機事象に関する、法令や事例等の収集、熟知に努めること。

2 緊急時

- (1) 市民の生命、身体及び財産を守るという意識を持ち、スピード重視で対応すること。
- (2) 危機発生時には、所属長への報告を迅速に行い、指示を受けること。原則として単独では対応しないものとする。
- (3) 指示を待ついとまがない場合は、臨機応変に自らの可能な範囲で対応策をとること。
- (4) 報告後は、市民の安全・安心を第一に、スピード重視で対応すること。

【危機事象発生時の情報伝達フロー】



第4節 各部署の責務

1 位置付け

各部署は、所管する事務にかかるあらゆる危機事象を想定し、その管理を担当する。

なお、危機事象の主管部署等は別紙1のとおりとする。

また、危機事象の対応は複数部署にかかるケースも多いため、危機管理課と連携し、出来る限り情報の共有を図り、部署間相互に連携・協力する。

2 業務内容

(1) 所属危機事象マニュアルの作成及び運用

所管する危機事象に対して、あらかじめ所属危機事象マニュアルの作成を行うとともに、危機事象が発生し又は発生するおそれがある場合には、当該マニュアルに基づき、迅速かつ的確に対応する。

(2) 予防対策・初動対応

危機事象の予兆を察知、又は発見したときなど、危機事象発生のおそれのあるときは、積極的に情報の収集を行い、各部署長への速やかな報告及び所定の関係機関へ連絡するとともに、危機事象の事前防止・回避を最優先として対応する。

(3) 応急対策

危機事象が発生した場合は、速やかに所定の動員配備体制を敷き、危機事象に対して円滑に対応する。

(4) 復旧・再発防止対策

危機事象の収束後は、速やかに復旧・復興に取り組むとともに、事象や対応状況を正確に記録した後、再発防止対策を講じる。

第5節 危機管理課の責務

1 位置付け

平常時及び危機事象発生時において、危機管理監を補佐し、関係部署に対して助言・支援を行う。平常時には、市の危機管理能力向上のための企画及び調整を行い、全庁的な対応が必要な危機事象が発生した場合には、関係部署及び関係機関が連携して効果的な対策が講じられる体制を構築する。

2 業務内容

(1) 市の危機管理能力向上のための企画、調整

(2) 自主防災組織の防災力向上のための企画、支援

(3) 市民への避難情報の迅速な提供

(4) 緊急時における避難所の開設

(5) 危機事象の初期段階における情報収集と関係機関との連絡調整、対処方針の検討

(6) 部署長による危機対策本部体制の際の部署サポート

(7) 市長を長とする全庁的な危機対策本部体制の際の本部運営

第6節 危機管理組織

1 危機管理実行組織

市長の命を受けた部局危機管理責任者は、所属危機管理責任者を通じて部局の職員を指揮し、危機管理監及び部局危機管理推進員と連携を図りながら、部局内における危機管理対策を次のとおり実行する。

なお、市全体の危機管理対策の実行にかかる調整を行い、福井市危機管理計画及び各マニュアルの見直しを図って、福井市危機管理計画の実効性を上げるため、危機管理責任者会議を置く。

- (1) 所属職員に対する福井市危機管理計画の周知徹底
- (2) 所属職員に対する所属危機事象マニュアルの周知徹底
- (3) 危機発生に対応するための部局内における体制の整備
- (4) 危機発生に対応するため関係機関との連携強化
- (5) 危機発生に対応するための資機材の整備
- (6) 危機の予測と危機事象の見直し
- (7) 部局内における危機対応の検証
- (8) 所属危機事象マニュアルの作成及び見直し
- (9) 定期的な訓練と検証

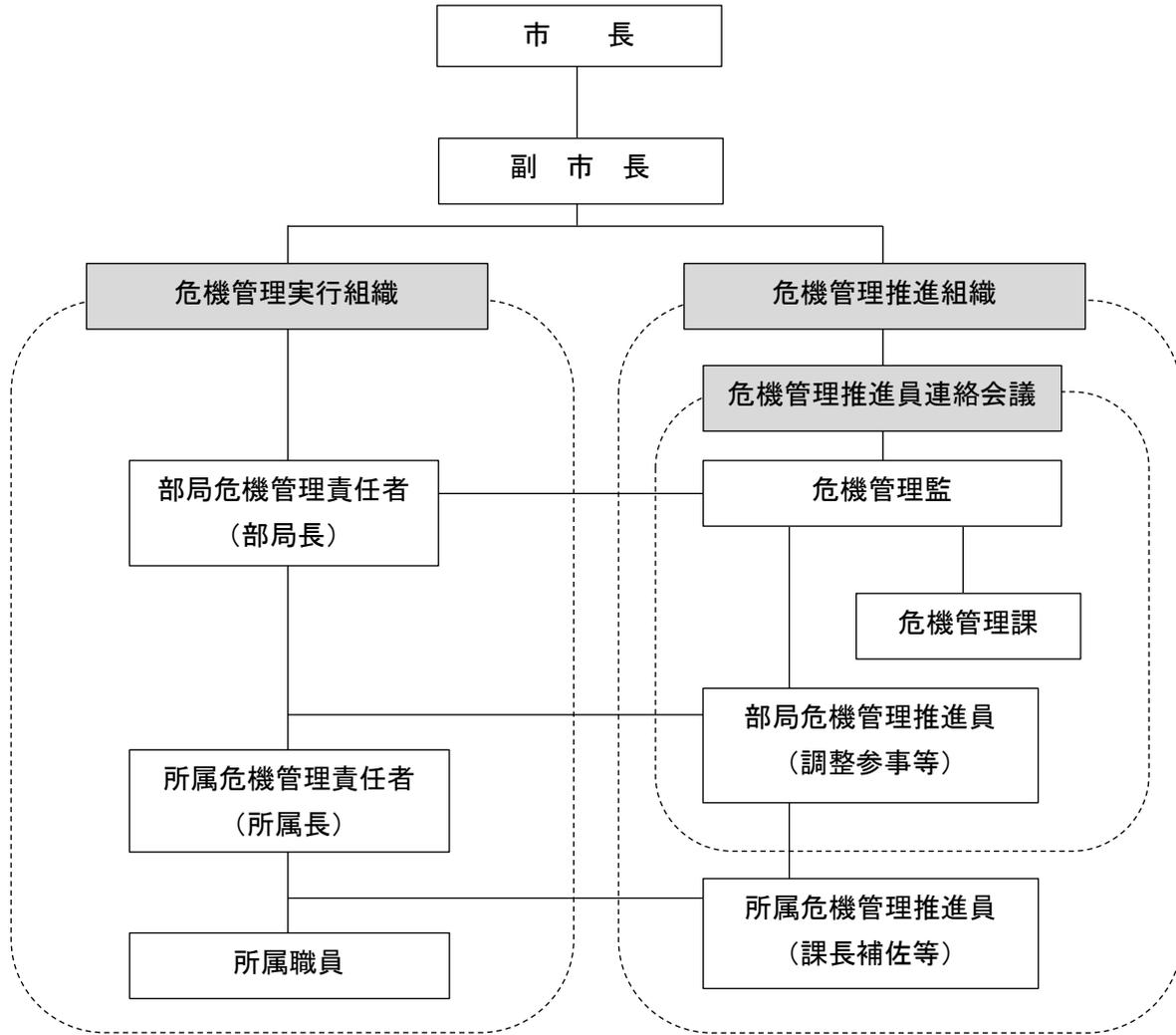
2 危機管理推進組織

市長の命を受けた危機管理監を中心とし、部局危機管理推進員、所属危機管理推進員に至る指揮命令系統を一元化して、次のとおり危機管理対策の推進を図る。

また、危機管理対策のための連絡調整及び危機情報・対応情報の共有化を図るため、危機管理推進員連絡会議を置く。

- (1) 福井市危機管理計画について、職員への周知徹底の支援
- (2) 危機管理に関する知識の職員への普及及び啓発
- (3) 軽微危機事象の報告及び検証
- (4) 危機の予測及び対策の検討
- (5) 所属危機事象マニュアルの作成及び見直しのための支援
- (6) 部局危機管理責任者の行う危機管理対策の支援
- (7) 危機情報・対応情報の共有化

【危機管理組織のイメージ図】



第3章 危機事象発生時の対応体制

第1節 体制構築の考え方

危機事象は、通常業務の延長上に発生するため、主たる所管部局による対応を基本としつつ、その状況や被害規模が拡大し、通常体制では対応が困難と判断されるものについては、複数部局との連携、あるいは、全庁的な対応体制を構築する。

第2節 情報伝達体制

危機事象に対する初動対応は、時機を逸すると被害の拡大や二次被害を生じるおそれがあるため、全職員は迅速な情報伝達を徹底しなければならない。

全部局は、危機事象について平常時から連絡体制を確立しておき、危機事象が発生した時、あるいは、本市職員が危機事象の予兆を察知又は発見したとき、関係機関と連携を図り情報収集にあたるとともに、直ちに情報伝達を行う。

また、社会的影響や被害規模が大きいと認められる危機事象については、直ちに危機管理課へ報告し、その後、危機事象の発生状況や経過について、適宜、報告する。

第3節 危機事象発生時の対応体制

危機レベルに応じて、次の組織体制をもって迅速な対応にあたる。

1 レベル1：それぞれの危機に対応する所属で対応

危機事象が、通常業務の範囲内で対処が可能な規模である場合、主たる所属による対応を基本とする。

2 レベル2：部局危機対策本部の設置

危機事象発生範囲及び市民などへの影響が限定的かつ小規模の場合、主管する部局内に部局対策本部を設置する。

部局対策本部の構成及び役割は次のとおりとする。

- ・本部長

本部長は、主管部局危機管理責任者とし、副本部長は部局の次長とする。

- ・本部室長

本部室長は、主管所属危機管理責任者とし、対策本部内に本部室を置く。

- ・対策班

対策班は、対策本部内に設置し、対策本部の行う危機対策の実動部隊として、本部長の命を受け、対策の実行にあたる。

3 危機管理推進員連絡会議の開催

危機レベル1又はレベル2相当の危機事象が発生し、危機管理対策のための連絡調整及び危機情報・対応情報の共有化を図るため、危機管理監は危機管理推進員連絡会議を開催し、部局危機管理推進員と連携する。

議長は危機管理監とする。

4 危機情報センターの設置

危機レベル2以上の危機事象が発生し、対策本部の設置が必要となる場合、又はその恐れがある場合に、初動対応の迅速化及び情報連絡体制の強化のため、危機管理課内に危機情報

センターを設置する。なお、危機事象の態様は不明だが被害が発生している場合も同様とする。

センター長は危機管理監とし、センターの構成及び役割は、福井市地域防災計画の第1号配備体制を準用する。

5 レベル3：合同危機対策本部の設置

危機事象発生の際の範囲及び市民などへの影響がある程度大きく、複数部局で対応が必要な場合、合同体制の対策本部を設置する。

合同危機対策本部の構成及び役割は次のとおりとする。

- ・ 本部長

本部長は市長とし、副本部長は副市長とする。ただし、福井市企業局が主管する危機事象が発生した場合は、副市長及び企業管理者を副本部長とする。福井市教育委員会が主管する危機事象が発生した場合は、副市長及び教育長を副本部長とする。

- ・ 対策本部室

主管する部局、又は危機情報センター長（危機管理監）が指名した部局内に対策本部室を置く。

- ・ 本部室長

本部室長は主管部局又は指名された部局の部局危機管理責任者とする。

- ・ 対策部、対策班

対策本部に、対策部を置き、対策部に対策班を置く。対策部は対策本部の行う危機対策の実行部として、本部長の命を受け、所属の対策班を指揮し、対策の実行にあたる。

6 レベル4：市危機対策本部の設置

危機事象発生の際の範囲及び市民などへの影響が大きく、社会的影響が甚大で、全庁で対応が必要な場合、福井市地域防災計画に規定する対策本部を設置する。

対策本部に対策本部室を置き、危機情報センターは廃止され、対策本部室に移行する。

なお、対策本部の構成及び役割は、福井市地域防災計画の第2号配備体制を準用する。

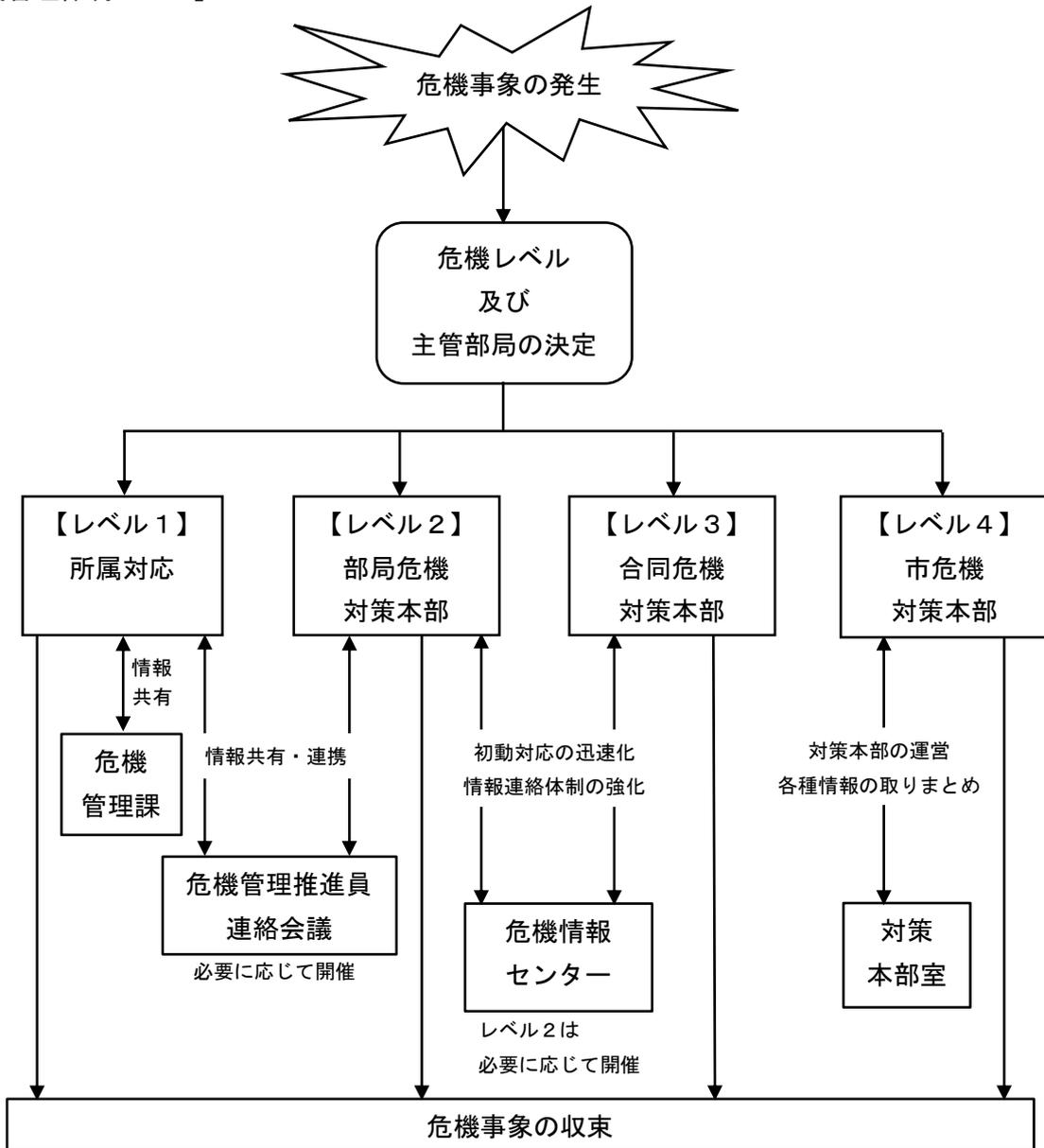
【危機事象に対応する組織体制】

設置者	設置組織名 (危機レベル)	設置基準	設置場所	組織体制
所属長	設置なし (所属対応) (レベル1)	危機事象が、通常業務の範囲内で対処が可能な規模である場合	—	通常の体制で所属対応
主管部局長	部局危機対策本部 (レベル2)	危機事象発生の際の範囲及び市民などへの影響が限定的かつ小程度であり、主管部局により対応可能な場合	部局	本部長：主管部局長 (部局危機管理責任者) 副本部長：主管部局の次長 本部長：所属長 (所属危機管理責任者) 本部長が必要と認める職員 本部室長：主管所属長 (所属危機管理責任者)

危機管理監	危機管理推進員 連絡会議 (レベル1又は2)	危機レベル1又は2の危機事象が発生し、危機管理対策のための連絡調整及び危機情報・対応情報の共有が必要な場合	福井市役所本庁舎	議長 : 危機管理監 構成員 : 危機管理副監 各部局危機管理推進員
危機管理監	危機情報センター (レベル2又は3)	危機レベル2又は3の危機事象が発生し、対策本部の設置が必要となる場合、又はその恐れがある場合、若しくは危機事象の態様は不明だが被害が発生している場合…※	危機管理課	センター長 : 危機管理監 副センター長 : 危機管理副監 対策員 : 各部局危機管理推進員 危機管理課員 準備班員
市長	合同危機対策本部 (レベル3)	危機事象発生範囲及び市民などへの影響がある程度大きく、複数部局で対応が必要な場合	部局	本部長 : 市長 副本部長 : 副市長 企業管理者 (主管部局が企業局の場合) 教育長 (主管部局が教育委員会の場合) 本部員 : 危機管理監 (センター長) 関係部局長 (部局危機管理責任者) 本部室長 : 主管部局長 (部局危機管理責任者)
市長	市危機対策本部 (レベル4)	危機事象発生範囲及び市民などへの影響が大きく、社会的影響が甚大で、全庁で対応が必要な場合	福井市役所本庁舎	本部長 : 市長 副本部長 : 副市長 参与 : 企業管理者、教育長 本部員 : 部局長 (部局危機管理責任者) 本部長が必要と認める職員 本部室長 : 危機管理監 副本部室長 : 危機管理副監

※ レベル2、3の場合、危機事象収束まで継続。レベル4の場合、対策本部室に移行

【危機管理体制フロー】



第4章 事前対策（平常時の危機管理）

第1節 危機管理能力・意識の向上

1 各部局の危機管理能力の向上

各部局は、危機事象が発生した時の被害や影響を回避・軽減するため、常に危機に対応できるよう所属危機事象マニュアル等で起こりうる事態を想定し、それに対処すべき体制、人員、資機材及び行動の手順などについて研究し、必要に応じ研修や訓練を行う。

また、各部局長は、部局の危機管理にかかる責任者であることを認識し、担当する事務の中に潜むあらゆる危機事象を想定した上で、各部局の危機管理能力・意識の向上を図る。

2 研修・訓練の実施

各部局は、所属危機事象マニュアルに基づく実践的な研修・訓練を行い、危機管理における対応能力や危機管理意識の向上に取り組む。

また、研修・訓練結果を検証し、マニュアル等に反映する。

第2節 関係機関及び団体との連携

危機事象の発生に際しては、市のみでこれに対処できるものではなく、関係機関やボランティア団体等と緊密な連携をとる必要がある。そのため、市は普段から意思の疎通を図り、信頼関係の構築に努めるものとする。

各部局及び各所属においては、それぞれ所管する危機事象ごとに、関係する機関の連絡先、担当者、連携内容などを予め調整・把握し、平常時から情報連絡体制の整備に努める。

第3節 非常招集体制の構築及び緊急連絡網の整備

各部局及び各所属は、勤務時間外における危機事象の発生に備えて、危機レベルに応じた非常招集体制を構築し、職員への緊急連絡網を整備する。

第4節 必要な資機材等の整備

各部局は、所管する業務において想定される危機事象の発生時に、必要な資機材等を平常時より確保するとともに、その数量・所在等を把握することに努めるものとする。

また、想定される危機事象の態様、規模などに応じて、その対策に必要な資機材をリストアップし、即時調達困難なものを優先して計画的に整備するものとする。

即時調達が可能なものについては、調達先リストを作成し、緊急時の調達方法について、協定締結又は調達要領等の整備を進めるものとする。

第5節 市民への啓発・情報提供

市は、様々な広報媒体を用いて、普段から危機に関する情報の提供や防災及び危機管理に関する啓発の際に活用するなど、市民に対して積極的にその周知に努めるものとする。

災害図上訓練を積極的に推進し、市民の危機管理意識の啓発及び高揚に努める。

第6節 避難所の指定等

市は、危機事象から住民等を安全な場所に避難させるほか、住居を失った被災者を一時的に保護するため、あらかじめ避難場所及び避難所を指定して住民に周知するとともに、避難場所や避難路の整備を図るよう努めるものとする。

なお、具体的な避難計画については、「福井市地域防災計画 避難計画」に基づき行う。

第7節 要配慮者の安全確保

市は、関係機関と連携して要配慮者である避難行動要支援者の情報を共有し、危機事象発生時における避難誘導に備えるものとする。

なお、要配慮者の安全を確保するための具体的な予防措置については、「福井市地域防災計画 要配慮者安全確保計画」に基づき行う。

第5章 応急対策（危機事象発生時の対応）

第1節 迅速な通報と情報収集・管理

1 迅速な通報

全職員は、危機事象発生の情報を知り得た場合、いち早く初動対応が図れるよう所属危機管理責任者に報告・連絡するものとする。

所属危機管理責任者は、危機事象発生の情報を知り得た場合、関係する職員を指揮し、迅速に初動対応を行うとともに、部局危機管理推進員に報告する。

報告を受けた部局危機管理推進員は、部局危機管理責任者に報告するとともに、危機管理課へ直ちに連絡するものとする。

また、消防局等、夜間・休日等に勤務中の職員が、対応する所管部局が不明な危機事象あるいは身体・生命の安全に関わるような緊急事態を察知した場合は、直ちに危機管理課に連絡する。

2 通報内容

危機事象の発生情報は、正確性より迅速性を優先し、訂正や詳細情報は続報で行うことで完全な情報に近づける。また、情報内容の確認にこだわり、発信を遅らせることは慎み、深刻な事態に関する情報ほど早い報告に努める。

3 報告様式

報告様式は、「(別紙2) 危機事象報告(速報)」「(別紙3) 危機事象報告(顛末)」とする。ただし、迅速に行うことが重要であるため、第一報は口頭伝達を基本とし、様式はその後速やかに提出すること。

4 初期段階での現地における情報収集

当該危機事象の主管部局は、危機事象の予兆又は発生を察知した場合、直ちに職員を派遣して現場確認、情報収集及び現地対応を行う。

また、警察、消防、その他関係機関の協力を得て、正確で迅速な情報収集に努める。

5 情報管理の一元化

危機事象発生直後には、情報が混乱錯綜するおそれがあるため、主管部局を中心に情報の一元化を図る。ただし、社会的影響や被害規模が大きいと認められる危機事象については、危機管理課を中心に、情報の一元化を図る。

また、危機事象の進行状況、応急対策の状況に関する情報も一元的に管理し、整理・記録に努めるとともに、庁内での情報共有を図る。

第2節 状況の把握及び判断

1 状況把握及び対応体制の判断

危機管理監及び各部局危機管理責任者は、可能な限り正確な状況把握に努め、発生した危機及びそのレベルを適正に判断する。また、危機事象の態様に応じた体制を迅速に構築して、適切な対策実施に努めるものとする。

危機事象が与える、市民などの生命や市民生活、市政への影響の大きさや範囲の広さ、対応の困難さなどは、所属危機事象マニュアルにおいて、予め定めておくものとする。

危機管理監は関係部局危機管理責任者と協議して、危機レベルと対応体制について判断し、市長及び副市長へ意見具申する。

2 対応方針の決定

当該危機事象にかかる所属危機管理責任者又は部局危機管理責任者は、初期対応に続く後方支援（人的・物的な対応、他機関の応援要請等）や次に起こりうる事態を想定し、次に掲げる項目を中心に検討及び情報収集を行い、速やかに対策を実施する。

（1）情報収集すべき項目

- ① 緊急事態の継続、反復の可能性
- ② 被災、被害状況
- ③ 避難状況、避難の必要性
- ④ 原因の把握

（2）対応の検討を行うべき項目

- ① 初動で対応できない被災及び被災者等の保護
- ② 広域応援の要請
- ③ 自衛隊等の派遣要請
- ④ 原因把握の方策（専門家の要否）
- ⑤ 原因除去の方策（専門家の要否）

第3節 対策の実施

当該危機事象を主管する部局長は、当該危機事象にかかる所属危機事象マニュアルに基づき、速やかに対策等を実施するよう、動員配備された職員に指示する。

また、必要に応じて関係機関等との情報の交換を行い、連携・協力して、対策を実施する。

なお、危機事象に対して、必要とされる危機レベルに応じ、体制及び対策を実施する。

1 各危機レベルの対策

（1）危機レベル1（通常業務の範囲）と判断された場合の対策

当該危機事象がレベル1（通常業務の範囲）と判断された場合、各所属はその業務内にて対応を行う。

所属危機管理責任者は、必要と認める場合には部局危機管理責任者、危機管理課、危機管理監及び市長・副市長に報告し、不測の事態に備える。

危機管理監は、危機管理対策のための連絡調整及び危機情報・対応情報の共有が必要と判断した場合、危機管理推進員連絡会議を開催する。

（2）危機レベル2（市民などへの影響が限定的な危機）と判断された場合の対策

当該危機事象がレベル2（市民などへの影響が限定的な危機）と判断された場合、主管の部局危機管理責任者は部局内に部局危機対策本部を設置し、迅速かつ的確に対応する。

危機管理監は、部局危機対策本部と連携し危機管理対策のための連絡調整及び危機情報・対応情報の共有が必要と判断した場合、危機管理推進員連絡会議を開催する。

また、対策本部の設置が必要となる場合、又はその恐れがある場合に、危機管理監は初動対応の迅速化及び情報連絡体制の強化のため、危機管理課内に危機情報センターを設置する。

(3) 危機レベル3（市民などへの影響がある程度大きい危機）と判断された場合の対策

当該危機事象がレベル3（市民などへの影響がある程度大きい危機）と判断された場合、市長は複数の部局による合同危機対策本部を設置する。

また、危機管理監は初動対応の迅速化及び情報連絡体制の強化のため、危機管理課内に危機情報センターを設置する。

(4) 危機レベル4（市民などへの影響が大きい危機）と判断された場合の対策

当該危機事象がレベル4（市民などへの影響が大きい危機）と判断された場合、市長は危機対策本部を設置し、全庁的な体制をもって迅速かつ的確に対応する。

なお、危機情報センターは対策本部室に移行する。

2 応急対策の実施

市は、危機事象が発生した場合、福井市地域防災計画における「災害応急対策計画」や「避難計画」、「要配慮者応急対策計画」、「行方不明者の捜索、遺体の捜索・埋火葬計画」によるほか、次の事項を基本として対策を実施する。

なお、対策の詳細については、危機事象ごとの所属危機事象マニュアルに基づくものとする。

(1) 被災者への対応

① 危機事象発生直後においては、市民などの生命・身体を守ることを最優先に、次のとおり実施する。

ア 被災者の救出・救助

イ 必要に応じ除染

ウ 負傷病者に対する応急手当

エ 医療機関への搬送

② 身元確認、安否情報の取得のため、次のとおり実施する。

ア 所持品、遺留品の確保、保管

イ 災者本人に対する聞き取り調査

ウ 被災者一覧の作成

③ 除染等が必要な場合又は建物等の崩壊危険のある場合など、やむを得ない状況である場合は、緊急措置として警戒区域を設定し、立ち入りの禁止、又は制限を行う。併せて、必要な装備を備えた救出・救助隊、建築士、土木技師などの専門家の出動を要請するものとする。

(2) 負傷病者への対応

負傷病者に対しては、消防局及び医療機関と連携し対応するものとする。ただし、負傷病者が毒物等の有毒な化学剤又は放射性物質に汚染されている場合は、除染を最優先とし、汚染区域を拡大しないようそれらの作業が終了するまで除染作業区域より搬出しないことを原則とする。

(3) 避難誘導

危機事象により、人的な被害が発生するおそれがあり、市長が避難の必要性を判断したときは、市民に対し避難に関する情報の周知徹底を図る。また、必要に応じて警察署に住民の避難誘導への協力を要請する。

(4) 避難所の開設

危機事象により、市民が避難を要するときは、避難所を開設し、速やかに周知徹底を図る。

(5) 必要物資の供給

危機事象により、水・食料・生活必需品等の確保が困難な市民に対しては、速やかに備蓄物資の提供などの措置を講じる。

(6) 被害の拡大防止

除染等の必要のないことが確認された後は、被災者の救出・救助と併せて、次のとおり被害の拡大防止を行う。

① 危機事象発生箇所からの避難誘導

必要に応じて、施設管理者及び関係機関と連携し、危機事象発生箇所付近の被災者等の避難誘導を行う。

② 二次災害の防止

危機事象発生箇所、その他危険箇所等の安全性を点検し、必要と認める場合は、警戒区域を設定して、区域内への立ち入りを禁止又は制限するなどの措置を講ずる。また、庁内及び関係機関との間で情報の共有化と連携を図る。

③ 対応方法の周知

発生した危機事象による被害防止のための対応方法が明確な場合は、庁内及び関係機関との間で情報の共有化と職員への周知徹底を図る。併せて、福井市のホームページなどを通じて、市民に対し、速やかにその対応方法を周知するよう努める。

(7) 応援の要請

緊急対応の実施にあたり必要と認めるときは、災害時応援協定都市・団体に対し、応援を要請する。

なお、応援要請の実務に関しては、それぞれの協定の定めるところにより行う。

(8) ボランティアの受入れ

危機事象の発生時に、ボランティア団体や地域団体等が被害者や関係機関のニーズに応じて円滑に活動できるよう、受付や調整を行う窓口を設けるなど、必要な環境整備に努める。

(9) ライフライン復旧の優先順位

ライフラインは次のとおり復旧するものとする。

① 市として、水道及び下水道の復旧に全力を注ぐ。電気、ガス、電話については、各事業者と連携するものとする。

② 復旧場所・施設については、防災対策機関、病院、避難所、学校などの公共施設から優先的に行う。

③ 復旧は、供給・処理施設から末端へ向けて順次行い、早期復旧に努める。

(10) 関係機関との連携

関係機関との連携の実務に関しては、次に定める事項のほか、福井市地域防災計画に基づき行う。

なお、緊急対応の実施にあたり、必要と認めるときは、国、県、警察、自衛隊、ライフライン関係機関などに対し、市対策本部への連絡要員派遣を要請するなど、関係機関との情報共有や連携に万全を期するものとする。

【関係機関との連携実務】

関係機関	連携実務
国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・危機情報・被害情報の共有 ・応急資機材の調達 ・専門知識・技術の提供
陸上自衛隊第14普通科連隊	<ul style="list-style-type: none"> ・危機情報・被害情報の共有 ・除染等が必要な特殊災害への対応 ・専門知識・技術の提供 ・不発弾処理等の特殊作業 ・避難者等の輸送支援
自衛隊福井地方協力本部	<ul style="list-style-type: none"> ・危機情報・被害情報の共有 ・海上、航空自衛隊との連絡調整 ・専門知識・技術の提供
海上保安庁福井海上保安署	<ul style="list-style-type: none"> ・危機情報・被害情報の共有 ・巡視船艇・航空機等による救難救助 ・専門知識・技術の提供
福井県	<ul style="list-style-type: none"> ・危機情報・被害情報の共有 ・特殊な装備、技能等の応援要請 ・避難者等の輸送支援 ・避難者支援 ・被災者支援
福井土木事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・危機情報・被害情報の共有 ・応急資機材の調達 ・専門知識・技術の提供
福井警察署、福井南警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・危機情報・被害情報の共有 ・警戒区域の設定 ・緊急交通路の確保 ・地域の治安の確保
福井市消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・危機情報・被害情報の共有 ・被災者の救出・救助 ・負傷病者の救急救護 ・火災等への警戒 ・住民の避難誘導
福井市防犯隊	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導 ・地域の防犯活動
福井市社会福祉協議会、福井市災害ボランティアセンター連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの設置 ・避難者、被災者への支援

災害拠点病院（福井赤十字病院、福井県立病院、福井済生会病院、福井総合病院）	<ul style="list-style-type: none"> ・重篤傷病者の受入れ ・特殊な傷病者（毒物中毒、放射線被曝者、感染症患者など）の受入れ ・特殊な傷病に関する情報の提供 ・広域搬送にかかる支援
福井市医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・危機事象発生現場におけるトリアージ、応急処置 ・避難所への巡回診療 ・傷病に関する情報の提供
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の情報共有と連絡体制の構築 ・避難時の介助、誘導、その他避難支援 ・避難所の運営 ・防災訓練や啓発活動 ・災害復旧・復興支援

第4節 職員の動員・代替要員の確保等

危機レベル2以上の危機事象発生時における職員の招集は次のとおりとする。また、非常招集動員後、本部長は可能な限り早期に、代替要員を確保したローテーション体制へ移行するよう配慮する。職員等の資源が不足する場合には、業務継続計画（BCP）を活用し対応する。

- 1 レベル2における招集する職員の範囲は部局危機管理責任者が判断し、決定する。
- 2 レベル3における対応部局の決定は市長が行うが、招集する職員の範囲は部局危機管理責任者が判断し、決定する。
- 3 レベル4における招集は、福井市地域防災計画に基づいて実施する。

第5節 広報活動

1 市民等への情報提供

市民のパニック防止、流言流布の防止のためには、正しい情報を適時適切に提供する必要がある。

市は、次の事項を中心に様々な手段により情報提供を行う。

- (1) 危機事象の発生状況
- (2) 二次災害の危険性
- (3) 市民などがとるべき対応方法等
- (4) 応急対策の実施状況
- (5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- (6) 生活関連情報
- (7) 危機事象の収束に伴う対策本部の縮小又は解散について

2 報道機関への情報提供

市は、次のとおり報道機関に対し情報の提供を行うものとする。

(1) 記者会見の実施

危機対策本部を設置した場合、原則として本部長が定期的に記者会見を実施するものとする。また、状況の推移をとらえ、臨時に記者会見を実施するものとする。

(2) 情報の提供

危機対策本部を設置した場合、危機対策本部室と広報課が連携して報道機関への情報提供を行う。

なお、報道機関に対しては、情報の一元化を図るため、部局にあつては部局の次長が、所属にあつては所属危機管理推進員（課長補佐等）が対応するものとする。

第6節 被災者等への支援

市は、被災者等への支援について、次のとおり行うものとする。

1 健康相談窓口の開設等

市は、必要に応じ、被災者及びボランティア等救援活動従事者の健康相談窓口を健康管理センター、災害ボランティアセンター、その他必要と認める施設等に開設する。

また、生活環境の変化等から生じる、避難所への長期避難者又は仮設住宅入居者の健康不安、体調の変化を早期発見するため、県及び関係機関・団体と連携し、医師、保健師などによる巡回健康相談チームを派遣する。

2 被災者、ボランティアなどの心のケア

市は、危機事象発生の被害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、次の基本方針に基づき、心の相談に関する相談窓口の設置や被災者などへのアフターケアを、必要に応じて実施する。

(1) 「心のケア対策」を必要とする対象者は、被災者及びボランティア等救援活動従事者とする。

(2) 広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るため、応援受入れ体制と医療連携ネットワークの確立に努める。

3 生活再建への支援

市は、災害の状況により必要と認めたときは、被災者の相談や支援等に応じるための総合相談窓口を設置する。

なお、具体的な生活再建支援施策の実施については、「福井市地域防災計画 被災者援護計画」に基づき行う。

4 り災証明書の交付

市は、危機事象に遭遇した事実の証明（り災証明）を行う。り災証明書交付申請のための窓口は、危機管理課に設置することとする。交付については、福井市り災証明書等交付要綱による。

ただし、火災に関するり災の証明については、消防局（各消防署）にて行う。

5 職員の心のケア

職員課は、健康管理センターと連携し、必要に応じて、危機事象発生時の緊急活動従事に伴い生じる恐れのある、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、応急対策要員向けのカウンセリングの実施、心の相談に関する相談窓口の設置など職員の「心のケア対策」を実施する。

なお、その基本方針は、前記「(2) 被災者、ボランティアなどの心のケア」に準ずるものとする。

6 被災者台帳の作成

市は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

第7節 死傷病者への対応

市は、危機事象により行方不明者又は死亡者が発生した場合、関係機関の協力を得て、行方不明者の捜索、遺体の処理・埋火葬の処置等を速やかに講じ、人心の安定を図る。

なお、具体的な対応については、「福井市地域防災計画 行方不明者の捜索、遺体の捜索・埋火葬計画」に基づき行う。

第6章 事後対策（危機事象収束後の対策）

第1節 安全確認及び原状復旧・復興の推進

危機事象の収束の見通しが立ち、それ以上危機の拡大、又は被害の拡大の恐れが無いと判断される場合には、できるだけ早く通常の状態に復旧・復興しなければならない。

市は、安全確認及び復旧・復興について、「福井市地域防災計画 災害復旧計画」によるほか、次のとおり実施することとする。

1 復旧と通常業務の再開

復旧とは、施設、地域などを危機事象の発生する前の安全な状態に復し、市民生活及び市政の安定を取り戻すことと位置付け、次のとおり実施する。

(1) 時期

応急対策により、危機及び被害の拡大の恐れがなくなった段階とする。

(2) 体制

危機対策本部の体制を継続する。ただし、各対策部等（対策班を含む）の業務分担を見直し、適宜変更して、復旧業務に適した体制とする。

(3) 通常業務の開始

必要に応じて、復旧対策に直接関与する職員数を制限し、適宜交代させるとともに、通常業務を再開させる。

2 安全確認と収束宣言

安全確認及び危機事象の収束宣言については細心の注意を払い、次のとおり実施する。

(1) 時期

応急対策及び復旧対策により、市民生活及び市政の安定が確保された段階とする。

(2) 要領

- ① 発生した危機事象の主管部局の長を中心として、安全性に関する調査を実施する。
- ② 調査は、関係部局及び関係機関と協力して行う。
- ③ 必要に応じて専門家への意見聴取を行うなど科学的検証を得た上で行う。
- ④ 安全確認の際には、二次災害等の発生防止に十分留意する。

(3) 収束宣言

復旧が概ね終了し、安全が確認された段階で本部長が宣言する。

3 復興と通常業務への移行

復興とは、市民生活及び市政をより安全・安心な状態にすることと位置付け、次のとおり実施する。

(1) 時期

本部長が収束宣言を行った以降とする。

(2) 体制

危機対策本部を廃止し、通常の体制の中で実施する。ただし、必要に応じて復興対策本部等を設置し、業務を移行させる。

(3) 通常業務への移行

必要に応じ、復興にかかる業務を各部局又は各所属の事務分掌とし、通常業務へ移行させる。

第2節 対応の評価

各部局危機管理責任者及び危機管理監は、今後同様の危機事象が発生したとしても、より迅速かつ有効な対策を行うことができるよう、危機事象の発生に対してとった対策及び対応について評価を行うものとする。

1 各部局対応の評価と反省点及び改善点の抽出・報告

各部局危機管理推進員は、危機事象の収束後に部局としての危機対応に関する報告書を作成する。併せて、各所属危機管理推進員とともに、事後評価として緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出及び改善策の検討を行い、その結果を取りまとめるものとする。

まとまった報告書及び事後評価は、部局危機管理責任者に提出するとともに、危機管理課を通じて危機管理監に提出するものとする。

2 対策本部の評価と反省点及び改善点の抽出

危機管理監は、危機管理推進員連絡会議を開催し、各部局の事後評価情報の共有化を図るとともに、危機対策本部全体としての反省点及び改善点を抽出する。

続いて、危機管理責任者会議を開催し、抽出された反省点及び改善点を基に、危機対策本部としての事後評価を行い、改善策を検討する。

取りまとめた事後評価及び改善策は、市長に提出し、報告するものとする。

3 事後評価の情報共有

各部局危機管理責任者及び危機管理監は、関係部局はもとより国、県及び関係機関・団体に対して、事後評価の情報提供及び共有化に努めものとする。

4 対応手順のパターン化

各部局危機管理責任者及び危機管理監は、同種の危機事象に対して対策実施の参考となるよう対応の手順をパターン化し、記録・明文化するものとする。

第3節 再発防止策の検討

各部局危機管理責任者及び危機管理監は、再び同じような危機事象が発生し、市民の安全・安心及び市政への信頼が損なわれることのないよう、以下のとおり再発防止策を検討するものとする。

1 原因の分析

時系列的に整理された危機事態の推移や対応に基づき、人、組織、環境、設備、管理の仕組み、制度などから、危機事象発生の原因及び被害拡大の原因を分析する。

2 再発防止策の検討

原因調査の結果や、危機対応の評価報告結果を踏まえ、今後の改善点を洗い出し、再発防止策の検討を行うものとする。

なお、検討される再発防止策は、設備・システム・組織の改善等につなげ、通常の業務の中に組み込むよう努めるものとする。特に、業務手順の見直しが必要な場合については、旧来のシステムに固執することなく、第三者的視点をもって、徹底して行うこととする。

第4節 所属危機事象マニュアルの見直しと修正

1 危機管理の検証

危機事象の収束後には、主管部局を中心に、危機事象の総合的な検証を実施し、被害の予防・軽減対策等を明確にして、再発防止の措置を検討する。

また、必要に応じて危機管理責任者会議を開催し、危機事象に関する関係機関や専門家等を招いて検証を実施する。

なお、検証すべき項目は、次のとおりとする。

- (1) 所管業務において、想定される危機事象を把握していたか。
- (2) 情報の入手、調査に努めていたか。
- (3) 所属危機事象マニュアルは、必要項目を網羅していたか。
- (4) 緊急時の連絡体制は円滑に機能したか。
- (5) 庁内関係所属との調整・連携は円滑に機能したか。
- (6) 関係機関との調整・連携は円滑に機能したか。
- (7) 国・県への連絡は円滑に機能したか。
- (8) 被害の想定と対応策は適切であったか。
- (9) 選定した危機レベルと動員計画は適切であったか。
- (10) 危機事象に関する専門家の把握、受援体制は適切であったか。
- (11) 市民やマスコミに対する広報体制は適切であったか。
- (12) 職員に対する研修や訓練の成果は発揮できていたか。
- (13) その他各部局において特に必要と認める事項

2 所属危機事象マニュアルの修正

検証に基づき、必要に応じて、適宜所属危機事象マニュアルを修正し、再発防止対策を講じる。

(別紙 1) 危機事象の主管一覧

危機事象の種類	主管部局	主管課
有毒物質の漏洩・発生	危機管理監	危機管理課
爆発物	危機管理監	危機管理課
環境汚染	市民生活部	環境廃棄物対策課
多量廃棄物投棄	市民生活部	環境廃棄物対策課
地盤の崩落、落盤及び陥没等	各部局	各所属
特定家畜伝染病	農林水産部	農政企画課
熱中症	保健衛生部	健康管理センター
大規模食中毒	保健衛生部	生活衛生課
学校給食における集団食中毒	教育委員会事務局	保健給食課
光化学スモッグの発生	市民生活部	環境廃棄物対策課
PM2.5の発生	市民生活部	環境廃棄物対策課
学校における事故・事件	教育委員会事務局	保健給食課
保育園・認定こども園における事故・事件	福祉部	子育て支援課
児童館における事故・事件	教育委員会事務局	学校教育課
児童・生徒・園児に関係する犯罪・事件	教育委員会事務局	青少年課
社会福祉施設での事故・事件	福祉部	各所属
市管理施設での火災・事故・事件	各部局	各所属
市主催行事中での事故・事件	各部局	各所属
システム障害	都市戦略部	情報統計課
個人情報漏えい	各部局	各所属
市の組織又は職員による法令違反等	総務部	職員課
通知書の誤発送	各部局	各所属
有害鳥獣の発生	農林水産部	林業水産課
市への脅迫	危機管理監	危機管理課
想定外の危機事象	危機管理監	危機管理課
市道の油漏れ	建設部	監理課
河川・水路等の油漏れ・損壊	建設部	河川課
上水道に係る濁水	企業局	水道施設課
上水道に係る水質汚染	企業局	水道施設課

(別紙2) 危機事象報告 (速報)

危機事象報告 (速報)			
※全項目の記入にこだわるより迅速な報告に努めること			
危機レベル	レベル1	レベル2	レベル3
案件名称	【現況】 <input type="checkbox"/> 事象継続中 <input checked="" type="checkbox"/> 事象終結済 (残務処理は別)		
第○報 (20○○年○月○日 ○時○分現在)	【報告者】 所属 氏名 (電話○○○○)		

基本情報	いつ (発生時 or 把握時)	20○○年○月○日(曜日)○時○分	<input checked="" type="checkbox"/> 確定情報 <input type="checkbox"/> 未確認情報
	どこの (場所、所属等)	○○○○○○	<input checked="" type="checkbox"/> 確定情報 <input type="checkbox"/> 未確認情報
	だれが (当事者)	○○○○○○	<input checked="" type="checkbox"/> 確定情報 <input type="checkbox"/> 未確認情報
	何がどうした (事故内容要約)	○○○○○○	<input checked="" type="checkbox"/> 確定情報 <input type="checkbox"/> 未確認情報
	復旧見込日時	20○○年○月○日(曜日)○時○分	<input checked="" type="checkbox"/> 復旧済 <input type="checkbox"/> 未復旧
原因	なぜ発生したか	○○○○○○	<input checked="" type="checkbox"/> 確定情報 <input type="checkbox"/> 未確認情報
影響 危険性	市民への影響	○○○○○○	<input checked="" type="checkbox"/> 発生確認済 <input type="checkbox"/> 発生可能性
	業務の停止	20○○年○月○日(曜日)○時○分～ ○月○日(曜日)○時○分	<input checked="" type="checkbox"/> 発生確認済 <input type="checkbox"/> 発生可能性
	その他	○○○○○○	<input checked="" type="checkbox"/> 発生確認済 <input type="checkbox"/> 発生可能性
対策・対応	緊急対応	○○○○○○	<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 作業中 <input type="checkbox"/> 未着手
	根本的な対応	○○○○○○	<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 作業中 <input type="checkbox"/> 未着手
	広報・議会対応	○○○○○○	<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 作業中 <input type="checkbox"/> 未着手
※対策・対応が終了したら危機事象報告 (顛末) を提出			

<レベル1: 通常業務の範囲内> 所属対応

<レベル2: 通常業務の範囲外> 部局対応

その他、レベル1であっても迷ったときは必ず危機管理課に報告、相談すること

(別紙3) 危機事象報告 (顛末)

危機事象報告 (顛末)			
危機レベル	レベル1	レベル2	レベル3
案件名称	【現況】 本事象は根本的な対策まで終了		
作成日	20〇〇年〇月〇日	【報告者】 所属 氏名 (電話〇〇〇〇)	

基本情報	発生日時	20〇〇年〇月〇日(曜日)〇時〇分	
	確認日時	20〇〇年〇月〇日(曜日)〇時〇分	
	終了日時	20〇〇年〇月〇日(曜日)〇時〇分	
	場所	〇〇〇〇〇〇	
	事故の概要	〇〇〇〇〇〇	
原因	〇〇〇〇〇〇		
影響	市民への影響	〇〇〇〇〇〇	
	業務の停止	20〇〇年〇月〇日(曜日)〇時〇分～ 〇月〇日(曜日)〇時〇分	
	その他	〇〇〇〇〇〇	
対策・対応	〇〇〇〇〇〇		
経緯 (時系列)	日時	経過詳細	携わった者
	〇月〇日〇時〇分	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇
	〇月〇日〇時〇分	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇
その他			